

学校法人鎮西学院 鎮西学院大学と諫早市との包括連携に関する協定書

学校法人鎮西学院 鎮西学院大学（以下「乙」という。）と諫早市（以下「甲」という。）は、次のとおり包括連携協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接な連携及び協力を図りながら、地域の課題に迅速かつ適切に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の発展と人材育成に寄与することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項について連携し、協力する。

- (1) 国際交流の推進に関する事項
- (2) 地域の未来を担う人材育成及び地域定着に関する事項
- (3) 防災・減災活動への協力に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、この協定の目的を達成するために必要な事項

（連携及び協力の推進）

第3条 前条に掲げる事項の円滑な推進を図るため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定めるとともに、継続的に意見交換を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、本協定の有効期間終了後を問わず、第三者に対し開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（有効期限）

第5条 本協定は、協定締結の日から発行し、甲又は乙いずれかの申出に基づき、解消の合意が成立した時に終了する。

（その他）

第6条 本協定に定めがない事項及び本協定に関し疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議の上、解決を図るものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自1通を保有する。

令和8年5月30日

甲 学校法人鎮西学院 鎮西学院大学

学 長



乙 諫早市

諫早市長

